

## 1 開会

会長 議事録署名委員は、津布久委員、菱田委員とする。

## 2 報告事項

### ① 平成 29 年多摩市議会第 3 回定例会について

事務局 資料 2 「平成 29 年多摩市議会第 3 回定例会について」を説明する。平成 29 年多摩市議会第 3 回定例会では、国民健康保険関係の一般質問はなかった。平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算は、質問がなく全議員賛成により成立した。補正の理由は、平成 28 年度の退職者医療の交付金の実績報告に伴う返還金が生じたことによる。平成 28 年度国民健康保険特別会計決算は、予算決算特別委員会において 1 人の議員から質問があり、全議員賛成により認定された。質問内容は、制度改正後の納付金及び標準保険料率、法定外繰入金、保険料と保険税の違いなどについてであった。また、陳情が 1 件提出されたので、健康福祉常任委員会において審議された。内容は、2 ページ～3 ページのとおりである。制度改正について、適切に情報提供してほしいということの部分において賛成多数で趣旨採択となった。

委員 質問なし。

### ② 平成 29 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算

事務局 資料 3 - ①「歳入 平成 29 年度多摩市国民健康保険特別会計予算一覧表」、資料 3 - ②「歳出 平成 29 年度多摩市国民健康保険特別会計予算一覧表」を説明する。9 月補正予算の理由は、平成 28 年度退職者医療交付金の実績報告に伴う返還金が生じたことによる。歳入は、平成 28 年度決算における歳入歳出差引残額の一部を繰越金として充てた。

会長 資料 3 - ②の「歳出 平成 29 年度多摩市国民健康保険特別会計予算一覧表」の中で、運営協議会費 197 万 4 千円とあるがその内容を教えてほしい。

事務局 会議の運営費である。主には、委員への報償費及び速記の委託料である。

### ④ 納付金、標準保険料率等試算結果

会長 次第では、次は「平成 28 年度国民健康保険特別会計 決算」であるが、「④ 納付金、標準保険料率等試算結果」を先に始める。

事務局 資料5-1「納付金、標準保険料率等試算結果」、5-2「納付金、標準保険料率、保険者努力支援制度の算定（試算結果分析）」、5-3「納付金の算定方法と標準保険料率、現行保険税率と標準保険料率による保険税比較」を説明する。9月20日に東京都国民健康保険運営協議会が開催され、標準保険料率等の試算結果がここで公表された。東京都の資料を参考に、多摩市の納付金、及び標準保険料率を分析した。

資料5-1は、試算の概要である。この試算は、平成29年度に、仮にこの制度改正を行ったと仮定した結果になっている。また、標準保険料率の算定にあたっては、法定外の繰入金を反映していない。平成27年度には、多摩市の場合15億6,000万円の法定外繰入を行っていることにより、保険料を軽減しているため、標準保険料率と現行の保険税率と開きがある。この表では、多摩市と東京都の平均を比較した。標準保険料率は、東京都の平均と比べて、多摩市は低い。その理由は、2枚目の参考数値の医療費指数（年齢調整後）が、多摩市は0.9323、東京都平均が0.9705、この指数は全国平均を1としている。多摩市は東京都平均よりも低い、つまり、1人当たりの医療費は低い。また、標準収納率は、医療分、後期分が93.34%。東京都平均よりも多摩市は高いことによるものである。

納付金額等が2枚目に示されている。これらの計算過程が、資料5-2である。資料5-2の「1.制度改革の概要」である。今回の制度改革は、国民皆保険制度の安定化にある。都道府県は、保険給付に必要な費用を、全額、市区町村に支払い、市区町村ごとの納付金を算定し、納付金をまかなうための標準保険料率を提示する。市区町村は、従来通り保険者として保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うとともに、納付金を都道府県に納付する。「2.納付金算定の考え方」である。東京都では市区町村間の医療費水準や所得水準の格差が大きいことにより、医療費水準及び所得水準に応じた納付金を算定する予定である。1ページの下では、多摩市の医療費水準と所得水準を参考に示した。2ページの1行目に「案」となっているが、東京都が12月に決定する。

2ページ「3.納付金の算定方法」である。東京都全体の納付金必要額を推計し、市区町村の医療費水準及び所得水準に応じて按分する。計算は、医療分、後期高齢分、介護分に分けて行うが、医療費水準を反映するのは医療分のみである。2ページは東京都全体の納付金必要額である。東京都の納付金必要額は、3,468億円である。内訳は、医療分3,293億円、後期分1,040億円、介護分435億円である。3ページから4ページは多摩市の納付金額の算定である。3ページの医療分である。応能分は所得割、応益分は均等割である。都全体の所得水準指数により、応能分と応益分の金額を求める。都の納付金必要額は3,293億円であ

るが、算定基礎額は3,393億円である。この差額は最後に調整する。算定基礎額の応能分は1,934億円、応益分は1,459億円である。多摩市の応能分は、都全体の1,934億円に多摩市の所得水準指数と被保険者数割合を掛け、応益分は、都全体の1,459億円に被保険者数割合を掛ける。計算すると多摩市の応能分は20億8,400万円、応益分は16億4,400万円である。この合計額37億2,800万円に、医療費指数と調整係数（都平均の医療費指数が1に満たないことにより）を掛けて、算定基準額との調整である多摩市の個別調整額を差し引いて納付金額を求める。医療分納付金額は34億800万円となる。

4ページは、後期分と介護分の納付金算定である。医療分と同様に行うが、医療分との違いは、医療費指数を掛けないことである。後期分納付金額は11億3,400万円、介護分納付金額は4億500万円である。

5ページ、「4. 激変緩和」である。激変緩和の考え方は記載のとおりである。東京都が示した激変緩和の基準割合は、自然増+1.0%である。これについても12月に東京都が決定する。国が示した、0.5%、1%、1.5%、2%の4パターンから、東京都は市区町村の意見を参考に1%としたものである。激変緩和の対象になる市区町村は率が低い方が激変緩和額が大きくなり、対象にならない市区町村は率が高い方が激変緩和額の総額が減ることにより、その分が市区町村に均等に配分されることから、ほぼ中間としたものである。

医療分である。医療分の基準割合は、1.0%である。多摩市の場合には、27年度と29年度を比較すると6.47%の増となり、基準割合の1.0%を差し引いた5.47%分1億7,500万円が激変緩和額となる。

後期分である。後期分の基準割合は、4.8%である。多摩市の場合には、27年度と29年度を比較すると2.91%の増となり、基準割合より少ないことから激変緩和は対象とならない。

6ページ、介護分である。介護分の基準割合は、2.3%である。多摩市の場合には、27年度と29年度を比較すると4.69%の増となり、基準割合の2.3%を差し引いた2.39%分900万円が激変緩和額となる。

多摩市の激変緩和後の納付金額は、医療分32億3,300万円、後期分11億3,400万円、介護分3億9,600万円となる。

7ページ、「5. 標準保険料率の算定方法」である。納付金額と賦課すべき保険料必要額は等しくならない。納付金額に加算・減算を行う。加算項目は、納付金算定の対象ではない保健事業費、葬祭費、出産育児一時金などである。減算項目は、保険者支援制度、保険者努力支援制度などの市区町村に入る国や都の補助金、出産育児一時金繰入金、過年度保険税収納見込額などである。保険者努力支援制度及び標準収納率に下線があるのは、この2つを保険者として努力することにより標準保険料率を下げることができる。保険者努力支援制度は後

で説明する。さらに、標準収納率を割って賦課すべき保険料必要額を求める。この額を多摩市の所得水準から応能分（所得割）と応益分（均等割）に按分し、標準保険料率を算定する。

医療分である。激変緩和後の納付金額 32 億 3,300 万円に加算・減算し標準収納率（93.34%）で割ると、賦課すべき保険料必要額 29 億 9,100 万円となる。多摩市の所得水準からは、応能分 56.3、応益分 43.7 であることから、保険料必要額にそれぞれの割合を掛けて、応能分 16 億 8,400 万円、応益分 13 億 700 万円となる。標準保険料率の所得割額は、応能分 16 億 8400 万円を医療分所得総額 276 億 6,600 万円で割って 6.09%となる。均等割額は、応益分 13 億 700 万円を被保険者数 37,446 人で割って 34,905 円となる。

8 ページ、後期分である。介護分も含めて加算項目はない。減算項目は、保険者支援制度、過年度保険税収納見込額である。その他の計算方法は、医療分と同じである。保険料必要額は 10 億 8,800 万円、標準保険料率の所得割額は 2.26%、均等割額は 12,766 円となる。9 ページの介護分も同様である。保険料必要額は 3 億 9,200 万円、標準保険料率の所得割額は 1.92%、均等割額は 13,987 円となる。

10 ページ、「6. 保険者努力支援制度」である。医療費の適正化に向けた取組等に対する支援として 30 年度から国は、市町村 300 億円、都道府県 500 億円を新たに交付する。10 ページが、市町村分の指標項目、11 ページが配点の最大点数である。1 項目に複数の要素がある。300 億円を点数により配分する。

事務局 次に資料 5-3 である。2 枚目以降ケース①からケース⑤の世帯について、現行の保険税率と標準保険料率を比較したものである。たとえば、ケース①は、夫 45 歳、妻 38 歳、子 15 歳の 3 人、収入は夫の給与収入 300 万円、所得に換算して 192 万円の世帯で、現行の保険税率では年額 24 万 500 円、標準保険料率では 32 万円となる。いずれのケースでも、現行の保険税率と標準保険料率を比較すると 33%前後の増となる。

会長 資料 5-3 の所得が給与収入より少ないが、どのように理解すればよいのか。  
事務局 課税するための所得であり、給与の場合には給与所得控除額が国により決められている。

委員 標準保険料率では 10.27%、現行の保険税率は 7.75%であるが、広域化によって納付金を納める制度改正により 10.27%に変わるのか。

事務局 試算結果は、平成 27 年度の法定外繰入 15 億 6,000 万円を行わないと仮定した数字である。今後、東京都から平成 30 年度用の本算定結果が示される。運営協議会で、30 年度以降の保険税率について議論していただきたい。

委員 法定外繰入を行うかの判断は、東京都と市町村のどちらで行うのか。また、法定外繰入を削減していくという流れがあるのか。

事務局 30年度以降も市町村の判断である。東京都が12月までに策定する運営方針には、法定外繰入を段階的に削減していく計画を市町村に作ってもらうことが入る予定である。このことも運営協議会で審議していただく予定である。

委員 資料5-3の標準保険料率での試算結果は、激変緩和後の金額なのか。

事務局 資料5-1の2枚目の標準保険料率を使っているが、これは激変緩和後である。

委員 資料5-2の3ページにある市区町村個別調整額は、どこから来ているのか。

事務局 国及び都の補助金は、率により一律に計算するものと市区町村の固有の状況により計算する2種類に分かれる。市区町村個別調整額は、この市区町村の固有の状況を平成27年度決算結果から求めたものである。

委員 資料5-2の10ページの保険者努力支援制度について、市町村分300億円を加点結果からどのように配分するのか。

事務局 初めに市町村ごとの点数を計算する。11ページの配点表は、項目の最高点である。段階ごとの達成状況により加点していき、すべて達成すれば最高点となる。すべての市町村の点数が決定した後に、国の予算の300億円を点数により市町村に按分する。次年度が同じ点数でも補助金額は変わることになる。

委員 300億円というのは、インセンティブに値する額なのか。

事務局 被保険者数の規模では、多摩市は全国のおよそ1,000分の1である。300億円の1,000分の1は3,000万円。3,000万円を基準にしてさらにプラスしていきたい。

委員 受診率などの率によりインセンティブが決まるのか。

事務局 受診率や収納率などは、全国平均を上回らないと加点されない。さらに、3割以内だとさらに加点される仕組みである。

委員 資料5-2の何カ所かに「医療サービスに地域差がある現状」とあるが、どのようなことか。

事務局 東京都では、特に23区と島嶼では状況が大きく異なる。23区は医療機関数が多いので、外来の医療費は高いが、島嶼は逆に医療費がかなり低いところもある。そこで医療費については地域差を考慮する必要があるとしている。

委員 国保の被保険者は、低所得者や年金所得者が多い。このことについて国はどのように考えているのか。

事務局 国保の本来の原則は、保険料50、国や都からの公費50の負担割合である。しかし、国保の被保険者は低所得者が多数を占めていることにより、均等割の軽減制度や保険者支援制度を設けている。さらに、現役世代から前期高齢者交付金もいただいて、なんとか国保財政をやりくりしている。

委員 市の一般会計からの繰入金を削減し、さらに国や都の補助金も削減しようとしているのか。

事務局 国や都の補助率は、30年度以降も変わらない。国は、法定外繰入を減らすために3,400億円の公費を拡充した。

委員 東京都の市区町村の中で法定外繰入を行っていない市区町村はあるのか。

事務局 ほとんどの市区町村で法定外繰入を行っている。

委員 ほとんどの市区町村で保険料は上がるのか。

事務局 東京都の市区町村別の参考資料で、AとCの比較において1自治体以外はすべて100を超えている。

### ③ 平成28年度国民健康保険特別会計 決算

事務局 資料は、4-①及び4-②であるが、「多摩市の国民健康保険」で説明する。

29ページである。歳入の決算額は28年度186億1,289万8,000円であり、27年度と比較すると1.2%減である。減の大きな理由は、これは被保険者数が減少していることであり、28年度は27年度と比較すると1,716人、4.3%減になった。このことで、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金も減少し、比例して歳入も減少した。項目別にそれぞれの理由がある。保険税は、被保険者数は減少したが、税率改定及び収納率向上により増額になった。療養給付費交付金は、退職者医療の廃止によって半減になった。30ページの円グラフでは、前期高齢者交付金の割合が高いということが分かり、多摩市の特徴である。ただし、前期高齢者数は28年度をピークに、減少に転じた。

31ページである。歳出の決算額は、28年度183億9,774万円であり、27年度と比較すると1.5%減である。項目別にそれぞれの理由がある。歳出全体の6割を占める保険給付費は、27年度と比較して1億3,537万8,000円、1.2%の減額になった。しかし、高額療養費は増加した。

33ページである。一般会計繰入金法定外である。28年度は10億円で、27年度と比較して5億6,000万円、36%の減であった。保険税率の改定、収納率の向上、前期高齢者交付金の増、医療費の増加率が低下したことで減少したと考えている。また、歳入歳出差引が2億1,515万8,000円は、29年度に繰り越す。

委員 被保険者数が減少した理由は。

事務局 被保険者数は、平成23年度をピークに減少している。27年度は、各年齢階層で減少した。28年度の大きな理由は、10月に社会保険の適用拡大があったことで、その時期にかなりの人数が社会保険に切り替わった。そのほかに後期高齢者に移行していることと、60歳代後半の加入率が減少していることがある。

委員 32ページで1人当たり保険給付費が上がっていることについて、どのように考えているのか。

事務局 高齢化というところが大きい。また、多摩市では、平成 28 年度の前半に入院の高額医療費が大きく増えたので、被保険者数が減ったにも関わらず高額療養費が増え、あわせて療養諸費の高額の部分が増えたというところである。

委員 東京都の資料である市区町村別の標準保険料率と現行の保険料率と比較すると、ほとんどの市区町村で 2～3 割程度は上昇する。個人の負担が 2～3 割増えたとするとその分のサービスがよくなるのか、被保険者が納得してくれるのかどうかという気がする。多摩市の保険税は、他の市区町村と比較して安い。これは市民が努力したことによるものではないのか。

### 3 その他

事務局 次回の運営協議会は 11 月 16 日としたい。

### 4 閉会